

令和5年11月15日  
世田谷総合支所  
保健福祉政策部

## 診療報酬不当利得返還等請求事件に係る訴えの提起

### 1 主旨

本件は、生活保護法指定病院である医療機関が生活保護法による医療扶助（以下、「医療扶助」という）に係る診療報酬のうち、算定内容に誤りがあった額の返還に同意したにもかかわらず、返還金全額を支払う意思が見られないため、区議会の議決を得たうえで、当該医療機関に対して、診療報酬不当利得の返還を請求する訴えを提起するものである。

### 2 訴訟の内容

原告 世田谷区

被告 医療機関（XXXXXXXXXX）の開設者及び管理者

XXXXXXXXXX 在住

#### 訴えの要旨

被告は、世田谷区に対し、金664万2290円並びに内金663万6630円に対する令和5年8月1日から支払済まで及び内金5,660円に対する訴状送達日の翌日から支払済までそれぞれ年3パーセントの割合による金員（1年を365日とする日割計算）を支払え、との判決及び仮執行の宣言を求めらる。

### 3 これまでの主な経緯

令和4年10月4日	令和4年9月14日付け「生活保護法に基づく医療扶助の診療報酬の返還について（通知）」（東京都福祉保健局事業調整担当部長発出）を受理。
令和4年10月17日	通知をふまえ調定処理（雑入）を行い、納入通知書を当該医療機関あて郵送にて送付し返還請求を行う。
令和4年12月27日	本件に関して当該医療機関が保険者向け説明会を開催した。 <ul style="list-style-type: none"><li>・債権者は49保険者。</li><li>・地域、関東広域の医療を支えてきた病院を存続させたい。</li><li>・債務額を圧縮する必要があり、現在の病院の経営状況から保険者に対して一律8割の減額を求め、2割については10年間での120回払いとする。返還の開始時期を2024年と考えている。</li></ul>

令和5年 7月14日 当該医療機関に督促状を発送。  
令和5年 8月 2日 特別区人事・厚生事務組合法務部が、診療報酬不当利得返還請求訴訟に関する説明会を実施。関係する区（23区中17区）に対して、同法務部が指定代理人となり提訴していく準備があることが示された。

#### 4 訴えの提起

令和5年第4回区議会定例会にて議決を得たうえで、特別区人事厚生事務組合法務部を指定代理人として、東京地方裁判所へ訴えを提起する。

参考資料
------

## 1 生活保護の医療扶助について

生活保護法（昭和25年法律第144号）等に基づき、指定医療機関に医療の給付を委託し、現物給付によって医療扶助を行う。診療報酬は、医療機関の請求に基づき社会保険診療報酬支払基金を通じて支払われている。

## 2 診療報酬の算定内容誤りの発見から世田谷区に通知されるまでの経過について

- (1) 令和2年2月 当該医療機関に対して、厚生労働省が適時調査<sup>※1</sup>を実施した。調査の結果、診療報酬の算定誤り<sup>※2</sup>が指摘された。
- (2) 令和4年1月 当該医療機関は算定誤りによる過大請求した診療報酬の返還に同意する旨を埼玉県の所管課に申し出た。
- (3) 令和4年9月 埼玉県から通知を受けた東京都は、返還対象である都内の各自治体に、直接当該医療機関へ返還を求めるよう通知した。

### ※1 適時調査

毎年、厚生労働省が施設基準の届出を行なっている保険医療機関等に対して、各施設基準が毎年7月1日現在において、届出要件を満たしているか否かを自己点検し、その結果を報告させている調査。

### ※2 診療報酬の算定誤り

関東信越厚生局による施設基準等に係る適時調査の結果、入院病棟の各フロアの夜勤を行う看護職員について、厚生労働大臣が定める施設基準では6人体制で実施するところを、4人体制で実施し、施設基準を満たしていないにもかかわらず、これを満たしたものとして特別入院基本料に係る診療報酬を請求し、これが支給されたため、過大請求となった。過大請求の期間は平成28年12月～令和2年1月の38か月の診療年月分。